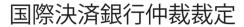
論説







東京大学教授 中谷和弘

- I. はじめに
- Ⅱ.事案の概要
- Ⅲ. 中間裁定
- Ⅳ. 最終裁定
- Ⅴ. 省察

I. はじめに

本仲裁裁定は、スイス・バーゼルに本拠をおく国際決済銀行(Bank for International Settlements、以下、BISと略記)による私人株主からの株式の強制取得価格をめぐる株主・BIS間の紛争について判断をしたものである。事案自体は特殊なものではあるが、BISの国際法人格や株式投資における補償基準等について貴重な判断を示している。以

下,事案の概要に続いて,2002年11月22日の中間裁定,2003年9月19日の最終裁定について概観した上で,若干の考察を加えることとしたい 10 。

Ⅱ.事案の概要

1930年1月20日署名の「国際決済銀行二関スル條約」²⁾により設立されたBIS は欧米主要諸国及び日本の中央銀行をメンバーとするが、定款(statuts)1条においては株式会社として位置づけられ、また16条において株式引受機関又は銀行団は自己の引き受けた株式を一般に対し発行できると規定していた。同条に従い、BIS の株式保有を望まなかった米国連邦準備理事会(FRB)、フランス中央銀行、ベルギー中央銀行は自己の引き受けた株式の全部又は一部を私人に割り当てた(なお、15条は、株式所有は議決権を伴わない旨を規定する)。2000年段階で、BISの発行株式529165株のうち、72648株(全

¹⁾ 仲裁廷の正式名称は、Arbitration Tribunal Established Pursuant to Article XV of the Agreement Signed at the Hague on 20 January 1930。中間裁定の正式名称は、Partial Award on the Lawfulness of the Recall of the Privately Held Shares on 8 January 2001 and the Applicable Standards for Valuation of Those Shares。最終裁定の正式名称は、Final Award on the Claims for Compensation for the Shares Formerly Held by the Claimants、Interest Due Thereon and Costs of the Arbitration and on the Counterclaim of the Bank against First Sogen Funds、Inc.。仲裁裁定全文(英文及び仏文)は、Permanent Court of Arbitration,The Bank for International Settlements Arbitration Awards of 2002 and 2003 (T.M.C. Asser Press, 2007) に掲載されている。PCAのHP https://pca-cpa.org/en/cases/91/からも入手可能である。本裁定の評釈として、David J.Bederman,"The Unique Legal Status of the Bank for International Settlements Comes into Focus",Leiden Journal of International Law, Vol.16, Issue 4 (2003),pp. 787-794.

なお、本稿の注の表記は、基本的に『国際法外交雑誌』の執筆要領 http://www.jsil.jp/journal_page/tokokitei/vorvo.pdfに依拠している。

^{2) 『}條約彙纂』第3巻第4部1319頁以下(設立條例及び定款も掲載されている)。なお原文は仏文である。

体の13.73%) は私人が保有し、株式はパリ 及びチューリッヒの株式市場に上場されてい た。同年9月11日にBIS理事会はBISの株 主を中央銀行に限定する旨を提案し、2001 年1月8日のBIS特別総会は私人から株式 を強制的に取得する定款の改正(18条Aの 新設)を行い、私人株主には1株あたり 16000 スイスフランを補償することを決定し た (これは、通常の上場企業であれば、少数 株主から株式を強制的に取得するスクイーズ アウトに該当する)。この補償額は I.P.Morgan の勧告に基づくものであった。これに対して 補償額に不満を持つ3名の私人株主(Dr. Reineccius (原告1) = 20株保有, First Eagle (原告2) = 9085 株保有, Mr.Mathieu (原告3) = 8 株保有。Mathieu は株式強制取 得の合法性にも疑問を呈した)が定款56条 1項³⁾ に基づき、「賠償問題の完全且つ最終 的な解決に関する協定」(Agreement regarding the Complete and Final Settlement of the Question of Reparations, ハーグ協定とも呼 ばれる)15条に規定された仲裁裁判所によ る解決を主張した (pp.25-26)。 同条のユニー クな仲裁人指名ルール(後述)に従い,5名 の仲裁人からなる仲裁廷が同月に設立された (中間裁定para.9.10)。 常設仲裁裁判所 (PCA) が便宜供与を行った。

2002年3月5日の手続命令No.3 において、仲裁廷は、当事者は管轄権に異議は唱えていないものの、次の問題が当事者間(の一部)において争点として残っているとした。即ち、①強制的な株式取得の合法性、②強制的に取得される株式の価値基準の同定、③②の基準の強制的に取得された株式への適用(para.29)。

Ⅲ. 中間裁定

手続命令 No.3 で示された上記①の争点については、まず、第1の先決的論点は BIS の法的性格及び地位であるとし、1930年の

段階では,条約締約国の中には条約により株 式会社を創設できるか、またそのような会社 が一般に承認されるか疑問を持つ国もあった ため、締約国は、条約上の義務に基づきスイ スが設立條例を付与することを約束し, それ によって BIS を創設するというモデルを採 用した。同時に締約国は、條例はスイス法の 下で発せられるが、BIS はスイス法に服さな いことを明確にした (para.104-106)。BIS 理 事会は7つの原加盟国の中央銀行の総裁及び 彼らの指名した者からなり、BIS の本質的に 国際的な性質は条約上の淵源から明らかであ る。さらに、BISの機能もその性質上、本質 的に国際公共的なものであった。当初から BIS は国際的任務の遂行をしてきた。定款3 条では、BISの目的につき、「本銀行ハ各中 央銀行ノ協力ヲ促進スルコト及国際金融業務 ノ為二附加的便宜ヲ供スルコト並二関係當事 者トノ間二締結セラルル協定二依リ本銀行二 委託セラルル国際金融決済二関シ受託者又ハ 代理人トシテ行動スルコトヲ目的トス」と規 定し、また4条ではドイツ賠償問題の解決案 (ヤング案) の実施をその職能として規定し ていた。BIS を明示的に国際組織として承認 する国際文書として, スイスとの本部協定 (1987年), 中国とのホスト国協定(1998年), メキシコとのホスト国協定(2002年)があ る (para.112-115)。Reineccius と Mathieu は BISを国際組織として承認している。First Eagle が「本部協定は BIS を国際組織として 承認したものではない」と主張したのは誤り であり、協定の条項から明確に承認したとい える。また、「BIS はプライベート・セク ターの銀行と共通の商業的活動も行っている から国際組織ではない」と First Eagle が主 張することも正しくない。あらゆる国際組織 は公的な任務の遂行において一定のプライ ベート・セクターの活動に従事しなければな らないかもしれないが、それゆえに国際公法 的な性格を自動的に失う訳ではない。国際組 織が私的団体と同じ会計テクニックを用いて

³⁾ 同項は、「本銀行ノ定款ノ解釈又ハ適用二付一方本銀行ト他方右定款二掲ゲラレルル中央銀行、金融機関若ハ他ノ銀行トノ間二又ハ本銀行ト其ノ株主トノ間二紛争生ジタルトキハ右紛争ハ最終的決定ノ為千九百三十年一月ノ『ヘーグ』協定二依リ定メラルル裁判所二付託セラルベシ」と規定する。

いるという事実は、我々に何も語るものではない。というのは、これらは大規模な連携において要求される統制と効率性のための手法だからである。さらに BIS は利潤をあげている唯一の国際組織という訳でもなく、たとえ他の国際組織よりも利潤をあげていたとしても、利潤をあげる団体と利潤を最大化する団体の区別を First Eagle 自身が認めている(para.116, 117)。上記の理由ゆえ、BIS は独自に (sui generis) 創設されたものであって国際組織であると認定する (para.118)。

次に, 第2の先決的論点(株式強制取得の 合法性の問題にどの法が適用されるか)につ いて。組織原則やガバナンスの問題が国際法 によって規律されるという BIS の主張は正 しいが、BISが「主権的権能」を有し、株式 取得のような行為が主権的行為 (acta jure imperii) の範疇に入るとの主張は誤りであ る。国家は主権的権能を有するが、国際的ア クター (international actor) は主権を有しな い。主権的行為と業務管理的行為 (acta jure gestionis) の相違については、国内裁判所に おいて用いられるものであり、国家や他の国 際的アクターが管轄に服する国際フォーラム においては無関係である。オランダ及びスイ スの国際公序が適用されるとの Mathieu の 主張は誤りである。オランダ・PCA間の 1999年の協定及びスイスとの本部協定は、 オランダ及びスイスの立法管轄権を排除する ものであり、またもしスイスの公序原則が適 用されるとなると、BIS 設立條例5項「定款 並二…定款二加ヘラルベキ変更ハ瑞西国法 令ノ現在又ハ将来ノ規定トノ牴触二拘ラズ有 効タルベク且実施セラルベシ」の目的が損な われてしまう (para.123, 124)。

定款の変更につき、定款57条は定款の変更は58条に列挙される諸条項を除く外、理事会によってその2/3の多数を持って総会に提議され、総会の多数によって採択される旨を規定する(58条では、定款2、3、8、14、19、24、27、44、51、54、57、58の各条の改正には、57条で規定された要件に加えて條例の追加法律により認可されることを要する旨を規定する)。Mathieuは、定款の変更が可能なのは定款の文言の修正のみで

あって、強制的な株式取得を認める18条A のような新たな条項の追加は認められない. もしそれが可能だとしても57条の通常の手 続ではなく加重要件を課す58条の手続に従 うべきだと主張した (para.132, 135)。57条 の手続に従う定款の変更は58条で留保され た事項と両立しない場合を除く外, 権限の範 囲内 (intra vires) の行為であって有効であ り,57条には変更の態様(既存の条項に追 加するか、完全に新しい条文番号を付与する か) について定めていない。それゆえ、条約 の文言に付与される通常の意味に合致した定 款の誠実な解釈により、変更は有効であり権 限の範囲内である。条約法条約31条3項(b) は,「条約の適用につき後に生じた慣行で あって, 条約の解釈についての当事国の合意 を確立するもの」を文脈とともに考慮すると 規定するが、同条項は5条に従い、国際組織 の設立文書にも適用されうる。国際司法裁判 所は、国連損害賠償事件の勧告的意見(1949 年)において、「国連のような組織の権利及 び義務は、その設立文書において特定又は黙 示され、さらに慣行において発展したその目 的及び機能に依拠しなければならない」と判 示した。BIS が複数回にわたって新たな条文 を導入する形で定款を変更したという事実 は、この点に関する定款の有権的解釈の証拠 となると思われる (para.143-145)。18条A は58条で留保された条項には該当しない。 BIS は定款に 18 条 A を追加する権限を有し、 株式の強制取得は権限の範囲内であり、それ ゆえ BIS の権限の有効な行使であると認定 する (para.147, 148)。

①の最後として、強制取得の国際法の実質的基準との両立性について。合法的な収用(expropriation)のための2要件(公益と無差別の要件)に関連して、MathieuはBISがこれに違反したため、違法だと主張した(para.149)。公益要件については、BISは国家ではないため、必要な変更を加えて、正当な国際公共目的の履行にとって合理的、均衡がとれ且つ必然的に関連するものとして理解されるべきである。BISは、私人株主の存在が、配当政策に関する行動の自由を制限し、またいくつかの他国において裁判権や租税等

の免除に関する交渉にマイナスの影響を与え たと認識した。公共の任務を果たす責任と私 人株主への受託者責任との間に潜在的な牴触 があったことは明らかである。無差別要件に ついては,「差異」と「差別」は区別されな ければならず, すべての差異が差別となる訳 ではない。中央銀行間の関係及び国際通貨シ ステムの機能を促進するため設立された国際 組織としてのBISの性質ゆえ、中央銀行と 私人株主の間には異なる待遇が導入され、と りわけ議決権は私人株主は有しないとされ た。それゆえ、収用の国際法の基準が私人の 株式の強制取得の有効性の決定に適用される のであれば,公益及び無差別の基準に照らし て合法であろう (para.150-155)。補償額につ いては別途検討する。私人株主から財産権 (つまり株式)を剥奪する効果を有する BIS の決定は、補償の支払なしには合法とは考え られ得ない。このことは、私人の財産を保護 する一般国際法のルールからも株式会社に関 する法の一般原則からも生じるものである。 BISはもし本仲裁裁定がそう命じた場合に は、すべての以前の私人株主に追加支払をす る旨を約束し、これは国際法の要件を満たし ている。したがって、2001年1月8日の緊 急特別総会による私人が保有する株式の強制 取得の決定は定款の権限の範囲内のものであ り、BIS の権限の合法な行使であると認定す る。この権限の行使は国際法の原則に違反す るものではない (para.156-158)。

次に、②の争点(強制的に取得される株式の価値基準の同定)について。外国投資家の株式の収用の状況においては、国際法の実行は効率的な市場が機能する状態においては市場価値に依拠して株式を価値評価してきた。イラン米国請求権裁判所の諸判例によると、補償基準は基本的に公正市場価値に依拠してきた(para.161-166)。BIS は本仲裁前には株式評価において株価に依拠したことはなかった。また、補償の国際法基準が適当な(appropriate)補償であるとするBISの主張は説得的ではない。一般国際法の主流は、完全な(full)補償を要求する。この基準はいくつかの途上国がその唯一又は主要な資源(とりわけ石油)を国有化する事案において調整され

たかもしれないが、最近の判例において再確 立されたことは明らかである。イラン米国請 求権裁判所における一般的傾向も完全な補償 の基準を適用するというものであった。BIS はJ.P.Morgan のアドバイスに従って、配当 永続性モデル (Dividend Perpetuity Model, DPM) の手法を用いて株価の約2倍を私人 株主に支払った。収用の国際法基準が適用さ れるのであれば、このBISの補償水準は国 際基準を満たすものであった (para.167-171)。 当事者は、本争点はBISの設立文書(条約、 設立条例、定款) に依拠して解決されるべき であり、設立文書が回答を与えない場合にの み国際法に依拠して解決することに合意して いる。株式の平等の権利を確立する定款の特 定の条項ゆえに特別法(lex specialis)が一般 国際法よりも高額を定めるかもしれないとい う事実は国際法違反とは考えられない (para.173-175)_o

金額の評価の方法につき、Reineccius はド イツで広く用いられている収益力モデル (Earning Power Model, EPM) の適用を主 張したが、私企業の利潤/配当政策をBIS の利潤/配当政策に類推することは不適切 であるため、EPM はBISの株式の評価方法 として不適当である (para.179, 182)。 純資 産価値 (Net Asset Value, NAV) については, 本仲裁廷の利用可能な証拠によると、1936 年以来, BIS内部での討議では,全株式は BISの資産を平等に比例配分して受け取る権 利があること,新株はこれを基礎に値づけす ること, 株式強制買上の場合には定款上, 純 資産に基づく株式評価方法を用いて価格を決 定することが求められることが推認される。 内部討議では、株価は価格の算定基準として は考えられていなかった (para.194)。1969 年のBIS内部文書によると、最も一般に承 認された算定基準として, ①企業の将来の利 潤 (DPM に近い), ②株式の市場価値, ③ 数学的方法(NAVに近い)を挙げる。報告 書では、①については、利潤に大きな変動が ある,将来の価格の予見可能性がない, BIS の配当政策は株主への利潤ではなくBISの 目的への関心によって規律される, との理由 で採用しないとする。②については、BISの

株式の性質、株式が売買される多様な株式市場、BISの特別な立場に鑑み、プレミアムを算定するのに基礎として信頼できないとする。③については、唯一の信頼できる方法であるとし、割引率は30%が適当であるとする(para.195-197)。30%の割引率を採用すべき最も説得的な証拠は、BISが新たな中央銀行に対して株式を発行する場合に常にこの割引率を使用してきたことである。それゆえ、NAVの最も適当な割引率は30%であると認定する。以上より、株式買上の適当な補償はBISのNAVを比例配分した価格から30%を割り引いたものであると認定する。具体的な価格決定の問題は最終裁定に委ねる(para.201-203)。

以上の理由により,本仲裁廷は全員一致 で,次の決定を行う (para.209)。

- (1) 私人株主が BIS の株主から排除される 旨の 2001 年 1 月 8 日の BIS 定款の変更は合 法であると決定する。
- (2) 原告1, 2, 3はBISの株式の強制取得に対してBISの純資産価値を比例配分した価格から30%を割り引いた金額の補償を受ける権利を有すると決定する。
- (3) (2) の補償の目的上,原告1,2,3 はBIS の純資産価値が100億7200万ドルであり,1株当たり19034ドル(33820スイスフランに相当)である(BISの不動産の価値をカウントしない)ことを承認していることを考慮する。
- (4) (略)。
- (5) BIS の不動産の価値, 利息を含む BIS が支払うべき正確な金額の決定, 仲裁費用等 に関する管轄権を保持する。
- (6) (略)。

Ⅳ. 最終裁定

BIS が支払うべき正確な金額の決定に関しては、Reineccius、First Eagle と BIS は本仲裁廷が 2000 年 9 月 7 日の為替レートを用いるのであれば、1 株当たり 33936 スイスフランとすることで合意していた。この金額から中間裁定で示されたように 30% 割り引かれて 23755 スイスフランとなるが、BIS は私人

株主に 16000 スイスフランを支払済であるため、追加支払分は 7755.2 スイスフランとなる。この価格に BIS の不動産の 1 株当たりの価格の 70% が加算されなければならない (para.78)。

利息に関しては、原告は不当利得をはじめ とする国際法の種々の理論に基づき 3.25% か ら7%の利息を請求した。仲裁廷は複利を認 める最近の国際仲裁裁定及び複利が慣習国際 法となったか否かに関する議論も検討した。 国際法は特定の利率を規定していないが、規 定している他の法体系が関連するかもしれな い。スイスが常にBISの所在地及び活動地 であること,配当金の支払はスイスフランで 行ってきたこと, 私人株主はスイス国内で BISと取引し、配当はスイスフランで受け 取ってきたこと等の慣行が70年以上続いて きたことから, スイスの法体系が本件と最も 密接な関係を有するといえる。スイス法では 遅延利率として5%を適用する。このスイス の遅延利率を適用する決定はBISの慣行及 びスイス法との連結に関する諸要因を適用し た結果であり、BIS はスイス法に従うべきと の仮定に基づくものではない。また本仲裁廷 の決定は現代国際法における複利の適用に関 する最近の傾向についての賛否につきいかな る立場をとるものでもない。本仲裁廷は, BIS は利息として 5% の単利の利息を支払う べきだと決定する (para.89,91-94)。この 5% の単利は2000年1月8日から本裁定の日ま での分が計算される。遅延利息は債務者が支 払の意思と能力があるのに債権者が受領に必 要な手続をとらなかったために支払が遅延し た場合には生じない (para.97,99)。

First Eagle が米国の裁判所にBISを訴えたことに対してBIS は株主との間の紛争の解決を仲裁裁定に委ねる定款 54 条違反だと主張した。54 条は仲裁裁定が「一切の問題(管轄権の範囲に関するものも含む)」につき決定する権限を有すると規定し、また55 条ではBIS は他国の国内裁判所の管轄権からの免除を享有する(但し、正式に放棄された場合、銀行又は金融取引から生じた民事又は商事の訴訟においてBIS の契約上の相手方が提訴した場合であって仲裁条項がない場合は

除く)と規定するが、これは仲裁廷の管轄権の排他的性質を示すものである(同条の2つの例外は本事案には該当しない)。First Eagle は BIS 定款の下での義務に違反し、BIS に権利擁護のための相当額の出費を余儀なくさせたため、BIS は賠償を求める権利を有する。BIS が要求した 587413.49 ドルは合理的であると認定し、この金額相当分は First Eagle への支払分から相殺される(para.104、114、119)。

BIS は本仲裁廷が BIS に対するあらゆる請求の排他的な管轄権を有する旨の宣言的救済を求めた点につき、本仲裁の当事者間では、本決定は最終的且つ拘束的であって、他のいかなる救済も当事者間では利用できない(para.120,124)。

結論として、本仲裁廷は全員一致で次の 決定を行う (para.138)。

- (1) 各原告に支払われるべき金額は1株当 たり7977.56 スイスフランと決定する。
- (2) (略)。
- (3) First Eagle は米国内での訴訟の防御の ために BIS が要した費用 587413.49 ドルの償 還をしなければならない。
- (4) 2001年1月8日から本裁定日まですべての原告に支払うべき利息は単利5%と決定する。
- (5)~(9)(略)。
- (10) 本仲裁において決定された問題に関して当事者間で利用可能な他の救済は存在しないことを決定する。
- (11) (略)。

Ⅴ. 省察

以下の9点について簡単に指摘しておきたい。

第1に、BISと仲裁について。BISにとって仲裁は本件が最初のものではない。米国の金本位制離脱に伴いBISに保証基金として預託していたドル預金の価値が下落して損失

を被ったとして、1933年にフランスが定款 56条に基づき BIS を仲裁に訴えたという先 例がある。1935年の仲裁裁定ではフランス の損失の 15%を支払うように命じたとされる 4)。また日本も BIS 仲裁に無縁であった 訳ではなく、1931年 12月 13日の日本による金輸出再禁止につき BIS 理事会は日本を仲裁に訴えることを検討したが、結局、日本が BIS の損失の 50% を支払うことで合意したとされる 5)。なお、BIS 職員の雇用問題の解決のための機関としては、1987年に 5名の裁判官からなる BIS 行政裁判所(ATBIS)が創設されている。

第2に、ユニークな仲裁人選任条項につい て。ハーグ協定15条1項は、5名の仲裁人 のうち、仲裁廷の長は米国民であること、2 名は第1次世界大戦の中立国であること、残 りの2名のうち1名はドイツ国民, もう1名 はドイツの債権国の国民である旨を、15条2 項では、ドイツの債権国の国民である仲裁人 はフランス政府によって, 事前にベルギー, 英国、イタリア及び日本の了解を得た上で指 名される旨を, 規定し, 他に類例のないユ ニークな仲裁人選任条項となっている。本件 では、この規定に従って、米国の Michael Reisman (仲裁廷の長)、中立国からスイス の Mathias Krafft とオランダの Albert van den Berg, ドイツの Jochen A. Frowein, ド イツの債権国としてフランスの Paul Lagarde の5名が仲裁人に選任された。世界的に著名 な国際法学者である Reisman が仲裁廷の長 をつとめたという点でも興味深い仲裁裁定で ある。なお、日本はサンフランシスコ平和条 約8条(c)において、本協定及び定款「に基 いて得たすべての権利, 権原及び利益を放棄 し、且つ、それから生ずるすべての義務を免 れる」ため、ドイツの債権国の国民である仲 裁人の選任についてフランス政府から事前の 了解を求められる立場には最早ない。

第3に、BISの国際法人格 (international legal personality) について。設立條例1項

⁴⁾ 矢後和彦『国際決済銀行の 20 世紀』(蒼天社出版, 2010 年) 67-68 頁, Kazuhiko Yago, The Financial History of the Bank for International Settlements (Routledge, 2013), pp. 58-59.

⁵⁾ 矢後・前掲書(注4)70-72 頁, Yago, *supra* note 4, pp. 61-63, 矢後和彦「国際決済銀行の過去と現在」『成城大学経済研究所年報』26 号 (2013 年)109-110 頁。

では,「法人格ハ本條例二依リ国際決済銀行 二付輿セラル」と規定するが、ここでいう法 人格はスイス国内法上のそれであった。国際 法人格を付与することについては、 スイスが 少なくとも当初の段階では反対した。そのた め、BISの国際法人格については不明確な状 況が続いてきた。Giovanoli は、BIS は本質 的にはスイス法の下で設立された株式会社に 比肩するとする学説と, 既存のカテゴリーに は分類できない独自の組織であるとする学説 が対立してきたと指摘する⁶⁾。1987年にス イスにおける BIS の法的地位を決定するス イス連邦参事会と BIS の間の協定(本部協 定) が署名され、1条では、「スイス連邦参 事会はスイス国内における BIS の国際法人 格と法的権能を承認する」と規定し、2条1 項では、「スイス連邦参事会はBISに対して 国際組織にふさわしい自律と行動の自由を保 証する」と規定する。さらに、1998年にBIS と中国との間で署名された香港にアジア代表 事務所を創設するホスト国協定の1条では、 「中華人民共和国政府は香港特別行政区を含 む中華人民共和国内において BIS の国際法 人格と法的権能を承認する」と規定する。 2001年にBISとメキシコの間で署名された 米州代表事務所に関するホスト国協定の2条 も同様である⁷⁾。このような経緯を踏まえた 上で、中間裁定では、BIS は国際組織である と明確に認定し, 国際法人格を肯定した。 Portmann は次のように指摘する。本裁定は 国際人格のアクター概念を示したものであ る。BIS の条約上の淵源は3つの本部協定に おいて国際法人格が承認されたように一定の 役割を果たしたが、仲裁廷が BIS の国際法 人格を認定した決定的な論拠は国際金融問題 において BIS が果たしてきた実効的な国際 的任務であった。まさにこの現実の国際的役 割ゆえに BIS の国際的性質がその形式上の

国内的地位に優位した。国際組織、国際アクター、国際人格の間に差異は設けず、すべての用語が BIS の国際公共的な性格を説明するために用いられた 8。BIS の国際法人格が明確に承認されたことは法的安定性の担保のためにも歓迎されることであるが、あえて一言すれば、一般に国際法人格が最も問題となりうるのは、メンバー以外の者に対する第三者対抗力の文脈であることに鑑みると、メンバーである 60 の中央銀行以外の中央銀行(及びその本国)が BIS をどのように位置づけてきたかに関する慣行の検討がなされることが望ましかったと思われる。

第4に、株式の強制取得の合法性及び補償 基準について。中間裁定では, 収用の国際法 の基準を本件に適用して、株式の強制取得は 公益及び無差別の原則に照らして合法である とした。補償基準については、イラン米国請 求権裁判所の諸判例 (1983年のAmerican Int'l Group, Inc. v. Iran 裁定, 1993年の James Saghi v. Iran 裁定, 1994年の Faith Lita Khosrowshahi v. Iran 裁定, 1987年の Amoco Int'l Fin.Corp. v. Iran 裁定)等を引い て、補償基準は基本的に公正市場価格に依拠 してきたとし、補償の国際法基準は「完全な」 補償であって「適当な」補償ではないとする。 BISが、途上国がしばしば主張してきた「適 当な」補償を主張したのは、補償額を低くお さえるための便法とはいえ違和感がある。国 有化は先進国の企業資産を涂上国政府が収用 する形をとることが一般的であり、とりわけ イラン米国請求権裁判所での中心的な案件は イラン政府による米国の企業資産の敵対的な 収用であった。本件は、国家による収用では なく国際組織によるものであること, 敵対的 な行動ではなく単に株式の取得価格をめぐる 対立であること, という二重の意味におい て, 国有化の一般的な事案とは状況が異な

⁶⁾ Mario Giovanoli, "The Role of the Bank for International Settlements in International Monetary Cooperation and Its Tasks Relating to the European Currency Unit", *International Lawyer*, Vol. 23, No.4 (1989), p.845.

⁷⁾ Giovanoli は、1987年のスイスとの本部協定により、BIS が国際法人格を有する国際組織であることを争うことは困難になったと指摘する。また、BIS は本部協定以外にも、1948年にはフランス、英国、米国と、1953年及び1966年には西ドイツと、1981年及び1984年にはIMFと協定を締結したと指摘する。Giovanoli, *supra* note 6、pp. 845-847.

⁸⁾ Roland Portmann, Legal Personality in International Law (Cambridge University Press, 2010), p. 232.

る。それにもかかわらず、国有化の一般的基準を本件にあてはめるのであれば、その理由を説明すべきであったと考える。Bedermanは、収用の国際法を説明を付すことなく、また para.155 では「議論の余地がある」と指摘しながらもそのまま国際組織に適用してしまったこと、また私人株主の存在が BIS の活動を妨げているとの BIS の説明を仲裁廷がやや性急に受け入れてしまったことを批判する 9)。

第5に、私人株主に支払うべき補償金額決 定のための会計基準について。補償金額の評 価の方法として、中間裁定では、BISの内部 文書を援用して、①事業の将来の収益性 (DPM に近い), ②株式の市場価格, ③数学 的方法(NAVに近い)を挙げ、BIS自身が これらのうち唯一信頼できるのは③だとした ことを勘案して、③に基づき算出した金額か ら30% (BIS が新規の中央銀行に対して株式 を発行する場合の割引率)を割引いた金額を もって補償金額を決定した。①は利潤に大き な変動がある,将来の価格の予見可能性がな いといった理由で、②はBISの株式の性質 やBISの特別な立場等に鑑みて、採用しな いと指摘したことは説得的であるが、③の採 用において割引率を30%と決定したことの 合理性を BIS の慣行以外にもきちんと説明 すべきであったと考える。

第6に、利息について。単利か複利かという点について最終裁定では「本仲裁廷の決定は現代国際法における複利の適用に関する最近の傾向についての賛否につきいかなる立場をとるものでもない」とした上で、5%の単利の利息を支払うべきだと決定した。Schwebelは、Whitemanが「裁判所は複利を否認することでほぼ一貫してきた」と1943年に指摘し、イラン米国請求権裁判所判決でもこの立場が基本的に踏襲されたこと、他方で1982年のKuwait v. Aminoil 仲裁裁定、2000年のCompania del Desarrollo de

Santa Elena, E.A. v. Costa Rica 仲裁裁定,同年の Wena Hotels Limited v. Egypt 仲裁裁定においては複利が採用されたこと,国連国際法委員会の「国家責任」条文案の特別報告者であった Arangio-Ruiz は複利の採用を主張したが,後継の特別報告者となった Crawford は複利の問題は事案毎に解決されるべきだとして条文案に単利・複利に関する条項は入れない立場をとったことを指摘した上で,国際法の現代的傾向は,先進国の国内法において見られるように正当な補償に適した複利の判断を認めることは明らかだと指摘する100。本仲裁裁定では結論として単利を採用したが,これでは真に正当な補償がなされないのではないか懸念される。

第7に、私人による中央銀行の株式保有に ついて。日本銀行はジャスダック市場に上場 しており,一般私人も出資証券の購入は可能 である(株主総会に該当する機関はなく出資 証券保有者は議決権を有しない, 配当率は額 面金額の5%を超えてはならないといった特 徴がある)。中間裁定の注84によると、国有 化された中央銀行としては(括弧内は国有化 の年と株主への補償基準), Bank of Canada (1938年,市場価格), Banque de France (1945 年, 平均取引価格), Norges Bank (1949年, 市場価格 + α), Banco de España (1962 年, 公正市場価格), Reserve Bank of New Zealand (1936年, 前年某日の株価), Banco de Portugal (1974年, 取引価格の年平均値), Banco Central de Venezuela (1974年, 半年間 の市場価格の平均値)がある。中央銀行の国 有化の場合には補償基準は市場価格とするこ とが比較的多いといえる。株式の保有を認め ている外国中央銀行としては、米国(連邦準 備制度理事会),スイス,ベルギー,イタリ ア, ギリシャ, トルコ, 南アフリカの中央銀 行があるが、Rossouwの研究では、米国連 邦準備制度理事会とイタリア中央銀行では株 主を銀行に限定し、一般私人による株式保有

⁹⁾ Bederman, supra note 1, p.791.

¹⁰⁾ Stephen M. Schwebel, Compound Interest in International Law, in A. Giardina and F.Lattanzi (eds.), Studi di Diritto Internazionale in Onore di Gaetano Arangio-Ruiz, Vol.2 (Editoriale Scientifica, 2004), pp.881-891 (Stephen M. Schwebel, Justice in International Law (Cambridge University Press, 2011), pp.302-313 に再録).

を認めているのはギリシャ,南アフリカ,ベルギー,トルコ,スイスの各中央銀行である11)。

第8に、手続命令について。本事案にお いて仲裁廷は14の手続命令を発出・公表し ている¹²⁾。特に注目されるのは、弁護士・ 依頼者間の秘匿特権 (attorney-client privilege) が要求された書類のディスカバリーに 関する命令である手続命令6(2002年6月 11日) において、「弁護士・依頼者間の秘匿 特権は、国内法体系において広く適用されて いるが、国際仲裁及び国際商事仲裁の規則及 び仲裁判断においても承認されてきた。同特 権はさらに, 国際組織に関しても承認され適 用されてきた」と明記したことである13)。 この点は NAFTA11 章に基づく投資仲裁であ る Vito G.Gallo v. Government of Canada の手 続命令3(2009年4月8日)においても引用 されている ¹⁴⁾。

第9に、本仲裁は、国家が当事者とならない事項を国際法によって規律した点が特徴的である。私人と国際組織を当事者とする国際仲裁 ¹⁵⁾ である本仲裁裁定は、BIS という組織の独特な法的地位を明確にし、国際組織による収用という先例のない事案において判断がなされた、という点においても極めてユニークなものであり、国際仲裁の裾野の広さ

を再認識させる事案でもあったといえよう。 (なかたに・かずひろ)

¹¹⁾ Jannie Rossouw, "Private Shareholding: An Analysis of an Eclectic Group of Central Banks", *South African Journal of Economic and Management Sciences*, Vol.19, No.1(2016), pp.150-159, available at http://www.scielo.org.za/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S2222-34362016000100010

¹²⁾ この点につき, Scott Armstrong Spence, "Organizing an Arbitration Involving an International Organization and Multiple Private Parties", *Journal of International Arbitration*, Vol.21,No.4 (2004), pp. 309-328.

¹³⁾ Procedural Order No. 6, p.10, available at https://pcacases.com/web/sendAttach/662 同命令では、「国内法及び国際法の双方において、弁護士・依頼者間の秘匿特権の核心にあるのは、自ら又は他者のために決定をしなければならない者は法律上のアドバイスを求めることができるが、提示されるアドバイスが秘匿を保持されディスカバリーから免除されることが弁護士及び依頼者に事前に保障されていないと、法津上の選択肢の全体像を用意してそれらの法的な含意を探査及び評価することを委縮してしまうとの判断である」(p.10)とする。

¹⁴⁾ Procedural Order No.3, p.13, available at https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw9474.pdf; Nathan D.O'Mally, *Rules of Evidence in International Arbitration* (Informa Law, 2012), p.281.

¹⁵⁾ 私人と国際組織の間の紛争の国際仲裁の最近の例として、ローマにある国際組織の本部の建物の賃貸契約をめぐるイタリア企業と国際農業開発基金 (IFAD) の間の紛争 (Polis Fondi Immobiliari di Banche Popolare SGR.p. A v. International Fund for Agricultural Development) の仲裁裁定が 2010 年 12 月 17 日に出されている。https://pca-cpa.org/en/cases/73/ 当該賃貸契約では、IFAD・イタリア政府間の本部協定及び「イタリア法を排除して国際商事法の承認された諸原則」に準拠して同契約は解釈・適用される旨を規定していた。仲裁裁定では、主に当該賃貸契約の文言解釈により判断がなされたが、一部の事項については UNIDROIT 国際商事契約原則(2004 年版)を参考にして判断がなされている。